# 政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和3年12月17日(金曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時00分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 久 保 大 憲 長 副座長 佳 枝 柏 譲 委 員 高 原 裕三 11  $\blacksquare$ 辺 達郎 豊岡 11 吉 修  $\blacksquare$ 11 松 井 邦 人 11 金 幸則 谷 11 上 野 蛍 11 真 里 髙 11 満 大 島 11 谷 寿 11 橋 雅雄 11 本 村 石 篤 11

4 欠席委員 O人

## 5 職務のために出席した者

## 【議会事務局】

議会事務局長浦野弘司

議会事務局次長 山元 幸彦

庶務課長 大野 満

庶務課長代理 船木 寛人

庶務課庶務係長 竹端 志織

庶務課主査 神戸 聖恵

### 6 協議結果について

#### 1 協議結果の今後の対応について

次のとおり対応することを確認した。

- (1)審査書及び支出伝票における会派内の押印者を見直し、様式の押印者欄を、「申請者」、「経理責任者」、「代表者」のみに変更することし、指針を令和4年4月1日から改正する。
- (2)人件費の支出にあたり、源泉徴収事務等を行ったことを確認するために、 当面の間は、自民党の例を参考に証拠書類を提出することとし、また所得 税等の納期の特例は適用せずに毎月納付する。
- (3)事務員を雇用した際には、毎年度人件費の事前審査に「給与支払事務所等の開設届出書」又は「法人番号指定通知書」、及び「雇用保険適用事業所設置届事業主控」を添付することとし、指針を令和4年4月1日から改正する。
- (4)会派共用のタイムレコーダーの設置に向けて、具体的な運用方法を今後協議する。
- (5) 文具等消耗品費の審査方法を見直し、事前審査書には、支出の内容を明らかにした書面の添付を不要とし、指針を令和4年4月1日から改正する。
- (6) 自宅での新聞2紙目の購読料の支出を証する書類(領収書、請求書、納品書等)には、「個人の通帳の写し」を含めることを合意し、合意した日から適用する。
- (7) タブレット端末に係る通信費について、市から貸与されたタブレット端末については、支出できるように変更し、指針を令和4年4月1日から改正する。

#### 2 故障した備品の買替えについて

立憲民主市民の会提案の「耐用年数が経過した備品の買い替えにあたり、 故障を説明する書面の提出を求めないことにする」については、現状そのと おり運用を行っていることを確認した。

#### 3 各種様式の記載項目について

会派誠政提案の様式の見直しについては、他会派からも具体的な改善案を 事務局に提出してもらうこととし、次回の検討会において協議することとし た。

#### 4 クレジットカード・電子マネー決済について

自由民主党提案のクレジットカード・電子マネー決済については、課題の 整理を行い、各会派の考えをとりまとめた上で、次回の検討会において協議 することとした。

### 7 会議の概要

座長

それでは、ただいまから政務活動費のあり方 検討会を開会いたします。

本日の議事録の署名委員に、松井邦人委員、 谷口委員を指名いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項はお手元に配付のとおりです。 初めに、協議事項1の審議結果の会後の対応

初めに、協議事項1の審議結果の今後の対応についてであります。

1点、私から確認をさせていただきたいと思 うのですが、1枚めくっていただいて5番の ところ、少額な文房具などの支出の際に必要 な添付書類なのですが、座長として議事録を 読ませていただいた中で、議論のベースが少 しそろっていなかったところがあったので、 改めて確認をさせていただきたいと思います。 これは気魄から提案していただきまして、文 房具とか消耗品を購入するときに、事前審査 の添付書類が過剰ではないかという御提案で した。議論の中では、見積書の添付が必要か どうかということに関して、髙田委員からも 見積書の添付は必要ではないという議論がな されて、それで成案ですねということを言っ ていたのですが、多分、気魄さんの趣旨とし ては、手引の18ページを開いていただいて、 上から3段目の文具等消耗品費、該当する区分は資料作成費、事務費、そこの一番右の事前・事後に資料の添付が〇になっているのですが、事前のところにおいては、品名並引いては、品名が記入された納品書などと書いてありますが、これについては事前審合くではないかということで皆さんの合意が、皆さんそれでよろしいでしょうか。

谷口委員 もう1回。説明がよく分からなかった。

座長

事前審査のときに、例えば、カタログのコピーとか、見積書とか、写真とか、事前審査のときにはそういった資料はつけないと。ただ、事後審査には買った証明書類、納品書なのか、領収書なのか、当然従前どおりつけるということで、事前審査の際には、こういった添付資料を求めないということでよろしいでしょうか。皆さんよろしいですか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

座長

当然ながら、事後審査には必ず品目、物、価格というのは出てきますので。

それでは、ここの内容については、事前審査 において添付資料は必要ないということで話 を進めたいと思います。

それでは、この対応案について、事務局より 残りの部分の説明をお願いいたします。

庶務課長 皆さん、おはようございます。

それでは、私から、これまでの協議結果を踏まえた今後の対応について説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

それでは、今ほどの資料を御覧ください。

まず、一番上の欄になります。一番左側に、 これまで開催した第2回、第3回ということ で、検討会の開催日が入っています。その横 に、協議結果ということで、これまでの会議 の中で決定していただいた事項が入っていま す。一番右側が対応案となっています。

それでは、一番上の第2回において決定した 内容から整理をしていきたいと思います。

まず最初ですが、審査書及び支出伝票における会派内の押印者を見直すということで、この会で決定をいただいたところでございます。これについては対応案ということで、指針の8ページを御覧ください。真ん中から表が2つございます。この中に、これまでは関係役

員と事務員という欄が入っていましたが、意思決定の簡素・効率化を図るということで、 この欄をそのまま取るというふうにしたいと 思っています。

また、この指針には様式集というものがついています。様式集の中でも、この役員、事務員の欄をそれぞれ削除するということになります。

これについては指針の変更ということになりますので、実際の施行が令和4年4月1日からということでございます。

続いて、下の欄、2番目になります。会派の事務員の源泉徴収事務についてでございます。源泉徴収事務等を行ったことを確認するために、証拠書類を提出していただくということで、人件費支出の伝票には、自民党の例を参考に控除金額が確認できる書類を添付するとなっています。

また、所得税等は納期の特例を適用せずに、 毎月納めるものとすると決定していただいた ところでございます。

これについては指針の改定ということではなくて、当面の間ということで、この決定事項に基づいた運用をそれぞれ行っていただきたいと考えています。今後、実際に運用を行っていただいた上で、各会派から何か御意見が

あれば、また別途協議を行うというふうにし ていきたいと考えています。

続いて、3番目、事務員を雇用した際に、次の書類ということで、下にあります給与支払事務所等の開設届出書の写し、法人番号指定通知書の写し及び雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し、これらを事務局に提出していただくということでございます。

これについては、指針の18ページの表の下から2つ目の人件費の欄になります。この欄の支出の内容を明らかにした書面というところでございますが、この中に、今ほど申し上げました2種類の書類を事前審査として添付していただくという形で改正を考えています。こうすることによって、毎年、年に一度、年度の初めにこの書類を添付していただくという事務の流れになります。

これも指針の改正ということになりますので、 施行は令和4年4月1日からということでお 願いいたします。

続いて、4番目、事務員の労働時間を適正に 把握するために、タイムレコーダーを設置す るということでございます。これにつきまし ては、速やかに議長に報告の上、今後、検討 方法を検討してまいりたいと考えています。 続いて、5番目については、今ほど座長から 説明があったとおりでございます。

一応指針の改定なものですから、適用は来年度の4月1日からということで運用させていただきたいと思います。

続いて、6番目、自宅での新聞2紙目の購読料については、個人の通帳の写しを添付することによって、領収書の提出は求めないと決定いただきました。

これについては指針の49ページになります。 立替払による支出の(イ)の部分でございます。現在、ここのところには「立替払をした 議員は、領収書、請求書、納品書等」とありまして、この「等」が何かということで確認的に、ここに自宅での新聞購読料が口座振替になっている場合は、通帳の表紙及び通帳の該当箇所の写しを添付していただくという形での改正を考えています。

これも一応指針の改定ということでございますので、令和4年4月1日からの適用ということで考えているところでございます。

なお、これに関連しまして、例えば、日経新聞を2紙目で買われる、1紙目が富山新聞を買っておられるという場合で、同じ富山新聞の販売店で日経新聞を買われたとしたときに、通帳の印字に富山新聞というふうに記載される場合があるらしいです。そうなると、2紙

目は日経新聞を買っているのですが、それが 分からないものですから、その場合にはいからいう形での通帳の写しというわけにはいかりいますので、従来とおいただくか、もしくは、印字がそういうに表示されるのだというな理由書のようなものをはあっています。それはよっいます。

続いて、7番目、タブレット端末についてです。これについては、タブレット端末の導入検討会の中で、タブレットの端末代及び通信費について2分の1を政務活動費で負担するという案が当初出てまいりまして、その上で、11月9日の各派代表者会議におきまして、1月9日の各派代表者会議におきまして、最終的には、通信費のみ2分の1政務活動費で負担することを決定したということでございます。

それを受けて、指針の43ページになります。 6、通信費、この表の2つ目、下のほうの欄 でございます。政務活動費から支出できる通 信費は次のとおりとするということで、記載 のとおりの内容に変更したいと考えています。 負担割合を入れるということではなくて、あくまで市から貸与されたタブレット端末に係る通信費という書き方でどうかというふうに考えています。

それと、この指針の15ページのところに、 平成29年3月に策定した指針のポイントが 載っています。この一番下の⑥のところに、 今回の関連するタブレット端末に係る通信費 は支出することができないというふうに記載 されていました。この部分を削除したいわけ でございますけれども、平成29年3月に策 定したポイントというこの欄全てを今回削除 してもよろしいのではないかなということで、 削除させていただくことを考えています。

これからその年度、年度で、この検討会で決まったことについては、この指針に追加していくような形で、後ろのほうに決定事項を載せていけばどうかなというふうに考えています。そういった運用を考えていますので、よろしくお願いいたします。

ということで、最後の部分も、これは指針の 改定ということになりますので、令和4年4 月1日からの施行ということでお願いしたい と考えています。

説明は以上でございます。

座長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

谷口委員 6番目の2紙目のところですが、この読み方でいくと、納品書等だから領収書の添付はもともと必須ではないわけですよね。これは括弧づけで今プラスになって改定になるのですけれども、これを認めるだけであれば、4月1日を待たずに、もうすぐ運用できるのでは

ないかなと思います。

座長

谷口委員

そもそもそれに代わるものが何か提出できればいいわけであって、要は、領収書に代わる通帳のコピーをつければそれで問題ないと思うのですが。何もなしにやっていくということではないので、そもそも領収書をどうしてもつけなければいけないという指針ではないので。できることはやっぱりすぐやっていったほうがいいと思います。

座長

最終的な根本は、説明責任がきちっと果たされること、しっかりと支払われているということを外形的に示すことができる書類を添付することということになりますので、皆さんにはその点については十分御理解いただいて、運用に当たっていただきたいなと。 何か事務局からありますか。

庶務課長

そうしましたら、基本的な考え方なのですけれども、ルール変更が伴うものは翌年度からの適用というふうにしていただければどうかなと思っています。今のお話ですと、要は、解釈上の運用の話だということで、すぐにそこはスピード感を持ってというお話だと理解しましたので、そのような形でよろしいでしょうか。

座長はい。

大島委員 すみません、確認ですけれども、個人の通帳

の該当欄をコピーするといろんな別のものが

出てきますが、それは事務局に出すときはそ

のまま出して、オープンになるときは黒塗り

という形になるのか、それとも、何々新聞の

ところだけをコピーというか、ほかは全部潰

して出すのか、統一しておかれたほうがいい

と思います。

座長 事務局どうですか。出されるときは該当箇所

以外は黒塗りで大丈夫ですか。

庶務課長 黒く塗っていただいたものを出していただく

ということで。

大島委員 最初からということですか。

庶務課長はい。

大島委員 分かりました。

座長 1人会派の皆さんにおかれましては、通帳は

しっかりと取っておいてください。何人かい

る会派の場合は、当然、その通帳が本人の通

帳なのかどうなのか確認した上で会計責任者 が判こを押します。それでもきちっと取って おいてもらわないといけないのですけれども。 通帳のコピーは証拠書類になりますので、原 本は、通帳がいっぱいになったからといって すぐに捨てないように、よろしくお願いいた します。

村石委員 15ページの新・運用指針におけるポイント は削除するという提案ですけれども、削除す ること自身は賛成なのですが、質問したいの は、平成29年6月に改正した原本そのもの はホームページの中に残すということでいい のでしょうか。要するに、何が言いたいかと いうと、政務活動費の運用指針は、いろんな 経過を基にいろいろ議論して、今の運用指針 になったのです。ですから、今のものは当然 削除したり、訂正したりするのは全然問題な いのですけれども、その基にあったものまで ホームページで削除しないほうがいいのでは ないですかという質問です。

庶務課長

もともと当初あったものを残しておいたほう がいいという意味ですか。

村石委員 そうです。

庶務課長

ホームページに載せているものは、基本的には最新版を載せるという考えでいます。それで、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、先ほどお伝えしたのは、毎回毎回改正があったものを後ろのほうに、どういう改正があったかということを追加して入れていくという考えで、改正した経緯は何か分かるようにはしたいと考えています。

そういった意味で、今ほどの、この改正のポイントというところを、どこか後ろのほうに、当初こういうことだったということが分かるような形にすればどうかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

村石委員

今の課長の話を理解すると、例えば、ここにあったものは削除しましたということが、後ろのほうで経過が分かるようにしておけばいいのではないかと。極端に言うと、これをこのまま、こういうものがあったけれども、これは削除しましたよと。

庶務課長はい。

村石委員 それなら理解できます。

庶務課長 分かるような形にします。

座長

ほか、ありませんか。

それでは、この対応案について賛否を伺いま す。賛成の委員の挙手を願います。

## 〔賛成者挙手〕

座長

全員賛成であります。

それでは、次に、協議事項の2番目、故障した備品の買い替えについてであります。

こちらの提案については、提案者の立憲民主 市民の会、村石委員から御説明をお願いいた します。

村石委員

まず、課題は、耐用年数が経過した備品等です。だから、備品は2万円以上のものを備品というのですけれども、2万円行かなくても買い替える場合があると。

運用指針において明確にされていないという ことで、運用指針の41ページを御覧くださ い。一番上です。

項目として、買い替え等耐用年数経過以前の 処分による精算と、こういう項目になってい ます。

説明とすれば、耐用年数以前の備品の故障等は、原則として、修理で対応するが、修理費用の見積額が購入費用より高額となる場合な

ど、やむを得ない場合は、買い替えとすることができるということになっています。

すなわち、備品であって、耐用年数以前の故障等についての規定があるということがあります。

座長

まず、事務局から、この意見に対して、故障 しているという理由で廃棄する場合、現状、 どのような書類が必要だという認識ですか。 谷口委員

今、説明されたのと、この文章と、全然よく 分からないのだけれども。提案の理由は求め ないこととすると言っておられるけれども、 今言われた趣旨が全然よく分からない。

村石委員

谷口委員の指摘も分かりますけれども、結局、 故障を証明する書面の提出を求めなくて、故 障しているか、していないかは、事務局職員 が立ち会って、故障しているか、故障してい ないか確かめれば、それで用は足せるのでは ないかという意味のことが記載されています。

髙田委員

今の41ページの村石さんが説明されたところなのですけれども、耐用年数以前の備品の 故障は原則修理で対応と。

村石委員 そうです。

髙田委員

でも、修理費用の見積額が購入費用より高額となる場合など、やむを得ない場合とあって、この修理に係る費用が買うよりも高くなるのだということを証明できるのは、事務局の職員でも、我々議員でもないため、これは業者なりのそういう故障で修理費用もこれだけかかりますよというものがあって初めて成立する話だと思います。

村石委員

高田委員の言われているのは、ここに書いてあるのを説明されたと思うのですけれども、耐用年数が経過している場合のことを言っているのです。これは耐用年数以前の備品になっているのです。

庶務課長

耐用年数が経過したものは、判断いただいて、 買い替えをしていただいても。廃棄されて買 われればよろしいかと思いますが。

村石委員 了解しました。

髙田委員

もう1個、念のためですけれども、41ページの一番下に備品の適切な処分というのがあって、耐用年数が過ぎて残存価格がゼロという場合であっても、例えば議員が無償で持ち帰るとかはできないので、必ず廃棄の証明をつけなければいけないので、そこは再度確認したほうがいいと思います。

村石委員 そのとおりです。

座長

残存価格はゼロであっても、皆さん、おうちに持ち帰ったりはしないでください。よろしいですか。

村石委員 はい。

座長

その上で、今の村石委員のお話では、耐用年数を超えたものについては、故障の有無を問わずに廃棄することができますと。ただ、財源が税金でありますから、使えるものはできるだけ長く使っていただくという考えをお持ちになって、処分にあたっていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

そうしましたら、これは制度の変更等が伴うわけではないので、賛否の決は採らずに、次のテーマに入りたいと思います。

それでは、次は、協議事項の3番目、各種様 式の記載項目についてであります。

こちらの提案については、提案者の会派誠政、 橋本委員から説明をお願いいたします。

橋本委員

まず、様式集の、例えば、1枚めくっていただいて政務活動費の価格の設定とかというところ、それから、そういったところから最後の備品購入の審査書なんかでも、導入方法で、例えば、リースにしますよ、その理由を書けとか、こういったものに一々理由づけが必要

なのかどうかということを1つ疑問に思っています。当然、高い、安いとかありますから理由づけが必要だという気もあるかもしれないですけれども、一つ一つにそういった理由づけは必要ないのではないかなという思いがあります。

それから、この2枚目の、例えば、視察・調査活動実施計画書の報告書にも、この次にも表示を書くとの次にもないますけれた。これではいますけれたではいますがある。これではいかというではないからではないではないがあるではないではないでするではないでするがあるではないではないである。この項目等があっただきました。 それから、この2枚目の、例えば、記念での次にもませている。この次にもませでのののではないではいかではいいできました。 では、この2枚目の、例えば、記念で、はいませでは、はいませではいかではいかではいいではないではないではないではないではないできました。

また、事務局でも、この項目は要らないのではないかということもいろいろ考えられるかもしれませんので、皆さん方にも一度考えていただきたいなと思っています。

座長 分かりました。

そうしましたら、今ほど橋本委員から御提案 のあった内容は、実は、事前に皆さんに配付 してあります課題と対応案の中ではそこまで 詳細に触れていないものですから、直ちにこ の場で、その是非を問えるかというと、多分、 会派に持ち帰って、会派の中での議論が必要 なところもあると思いますので、継続審査と したいと思います。

## 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

そうしましたら、まず、事務局から皆さんに 改善点について、期日を切って照会を諮りた いと思いますので、その際には、具体的な内 容についてお示しください。今回、提案があ

ったところは事務局でまとめた上で、提出を お願いいたします。

庶務課長分かりました。

座 長

そうしましたら、これについても継続審査と いうことで、次回やらせていただきます。御 協力よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、協議事項の4番目、クレ ジットカード・電子マネー決済についてであ ります。

こちらの提案については、提案者の自由民主 党、金谷委員から御説明をお願いいたします。

金谷委員 では、私から、クレジットカード・電子マネ ー決済について御説明いたします。

> 過去に、平成29年、平成30年の政務活動 費のあり方検討会でも様々協議があった内容 であります。そのときは、賛否両論あったわ けでありますけれども、使わないということ で結論が出ています。今のメンバーも改選で 代わりましたし、今、社会的にも電子マネー の使用が大変多いということもありまして、 再度、このメンバーで協議をしていただけれ ばいいのではないかと思いまして、提案をさ せていただきます。皆さんの御意見をいただ

きたいと思います。よろしくお願いいたしま す。

座長

今ほど自由民主党より提案がありましたが、 クレジットカードの使用、電子マネーも含め て、運用指針の策定部会や本検討会において も過去に協議されてきています。今回、検討 を深めるに当たって、今日は課題の整理、そ れぞれ皆さんでどういうことが課題なのか いうことを出し合って、次回、整理したの を各会派から持ち寄りたいなと思います。 まず、現状どのような課題があるのか、事務 局にまとめさせましたので、説明をお願いし

庶務課長

ます。

支出におけるクレジットカードの使用についてという表題の資料を御覧ください。 今ほどの説明にもありましたが、過去において、いろいろと協議をしていただいたということでございますので、その際の課題としては、大きく2点あったのかなと考えています。 1つは、ポイントの取扱いでございます。政

務活動費を使用してカードを利用した場合に

は、ポイントがつくということになっていま

す。このポイントにつきましては、そこに書

それでは、お手元にございます政務活動費の

いてございますが、ポイントの取得によって、 市に何らかの損害が生じたとは言えず、経済 的利益が帰属していたとしても不当利得は認 められないという裁判例があります。という ことで、ポイントがついて、それを私的に使 ったといっても、それそのものは違法ではな いと言われています。

ですが、一方で、税金を原資として得たポイントを私的利用するということになると、市民の方から疑義を持たれるおそれがあるということで、実際にカードを使えないとしている議会もあるということでございます。

もう1つの課題としましては、カード使用時の会計年度の取扱いであります。カードを使った際には、どの時点をもってその会計年度を決めるかという、そのポイントは2つあると考えています。1つは、カードの支払い日であって、1つは、口座の引き落とし日かと思っています。

そこに支出例ということで2つ書いてございます。いずれもクレジットカードを使った場合ということで、クレジットカードについては、毎月15日の締めで、翌月の10日に引き落としがされるという場合を想定しています。

まず、支出例の1、セミナーの受講というこ

ことでございます。

本市では、政務活動費の後払い制が原則となっているということがございますので、そうすると、基本的にはこれは口座の引き落とし日を基準とするというのが大前提の考え方になっています。

その考え方に立ったときに、例えば、カードの支払い日を基準日とすると、実質的にその 資金の前払いということが起こってしまうと いうことであります。

一方で、口座の引き落とし日を基準日とすると、支出例の2のように、年度末の支払いが収支報告書の提出期限や、議員の皆さんの4年に1回の任期のときにそれをまたいでしまうおそれがあるということで課題になっているということでございます。

以前、御検討いただいた内容を踏まえて、例えば、ポイントについてでございますが、以前の強論の中では、会派でカードを作ればいいる派のは、のかました。それですが、からいましたの方が作られるカードというものがあります。一番考えられるかとは、いうものがあります。一番考えられるかとは、カードとなのですけれども、これについたら、法人カードに確認をしましたら、法人カードに確認をしましたら、法人カードに確認をしました。

ードを作成する際には登記簿が必要であるというふうにおっしゃられました。会派というのは、以前御説明したことがあるのですが、権利能力なき社団であると。権利能力なき社団というのは、法人登記ができないということになりますので、登記簿が取れません。ですので、法人カードは作成できないということでございます。

一方で、以前あった議論の中では、カードを使用した際に個人の会計と政務活動費をきちっと一緒にならないようにする必要がありま すよという御議論もありました。

そこで、例えばですけれども、議員個人の政務活動費の専用カードを作っていただければ、そのポイントを私的利用するということにはなってこないので、あくまでも政務活動費にそのポイントを利用するという話になれば、ポイントの問題は解決できるのかなと。これは事務局でこういうふうに考えたということでございます。

資料をもう1枚めくっていただきまして、他 議会のクレジットカードの使用状況というと ころも少し調べてみました。富山県議会です とか金沢市議会では、クレジットカードの使 用が可能ですというふうになっています。た だ、その際に、それぞれ県と金沢市では少し 事務的な確認の仕方が異なっていまして、また会計年度の話になるわけですが、口座引き落としの確認をそれぞれしているか、していないかということで、富山県はしていない、不要であると、金沢市は口座引き落とし日を確認しているということです。

一方で、金沢市については、口座引き落としの確認をしているということで、あくまで後払いという本市と同じ考え方なのですが、添付書類にはクレジットカードの明細、もしくは引き落とし通帳の表紙及び該当ページと。その他の一番下のところを御覧いただきたいのですが、仮に5月に支払いになった場合は、本市と同様に収支報告書は

4月末までに提出しなければいけないのですが、その中に、支払いに関しては未払金さいうな書き方をされると。未払いといううときが、一旦、収支報告書を提出というすると。その後、5月末までにカードの出きが、5月末までにカードの出きで、そういうはあるようなカードの明ますとか、通帳の引き落としたか、そういう特殊ならのを追加で書類を出されると。そういう特殊なり方をしておられるということでございます。

カードを利用していても、それぞれの支出の 確認というところでいろんなやり方があるの だなということでございます。

それと、あと一応念のために、大津市議会ということで、カードを利用していないとうがございました。以前の講論の中でも、大津市議会がカードを作成しておられるというと思いますが、今現在はいったのだろうと思いますが、今現在はいったのが私的利用できないように変わっていましたという活針に変わっていましたというます。

私からの説明は以上です。

座長

まず、皆さんから御意見を伺いたいと思います。クレジットカードの使用については、い ろいろな課題があると思いますが、どなたか 御意見ないでしょうか。

大島委員 金沢市議会では、クレジットカードというの は個人でやっていらっしゃるのでしょうか。

庶務課長 結局、法人カードというのはできないので、 個人で作られるということです。

大島委員 例えば、個人でカードを持たれた場合に、その引き落としの口座というのはどこから引き落とされているのですか。個人の通帳からでしょうか。

庶務課長 はい、個人の通帳でございます。

大島委員 そうしましたら、富山市議会では、この個人 の通帳に、カードと連携したというか、ひも づきのところへ、その引き落としまでに会派 からお金を入れないといけないということに なるのでしょうか。

庶務課長 立替払いということでございますので、一旦、 議員の皆さんが立て替えられる、その口座か ら引き落としされたものを確認して、会派から政務活動費が払われるというのが今の原則の考え方です。なので、そう考えたときに、 先ほど言ったような支払い日が5月にまたがる場合があるので、現時点ではカードの利用 はできないという運用になっているということです。

#### 谷口委員

そもそもカードを作った場合に、その引き落とし口座を会派の通帳にしておけばそれで何の問題もないと思うのです。それは多分可能だとは思うのですが、それはそれで置いておきます。

領収書がない場合のみクレジットカードの明細とありますが、これは支払い日以降にクレジットカードの明細が出てくるので、明細が出てきてしまった以上は、クレジットカードを使った人に支払い義務がもう発生していまって、返品は利かないわけです。だから、これだけでも十分証明になると思います。

それと、たまたまこの3月分の新聞と書いてありますが、そもそも3月分のカード支払いというのは締め日が4月になってくるので、 もともと2紙目の新聞代は皆さん多分請求できていないと思うのです。だから、ここに関 して当てはまるかどうか分からないですけれ ども、支払い日でこのクレジットカードの明 細さえしっかりつければ何の問題もないと思 います。

座長 支払い日でクレジットの明細をつけるという ことですね。

谷口委員 そうです。要は、クレジットカードの明細さ えしっかりしてあれば、そこには発生日がは っきり出ますから。

村石委員 金谷委員に質問なのですけれども、前回、平成29年のときに議論した中で、泉委員が、クレジットカードを使って、例えばJRの乗車券とかを取る場合に、年齢とかで金額が違う場合もあるということがケースとしては起きてくると。同じ研修会や同じ視察に行ったのに、Aさんは幾ら、Bさんは幾らと。こういうことはどのように整理されるのでしょうか。

金谷委員 私の感覚では、定額や基準額、定価というのがあって、それを使って安くなるわけですよね。それは問題ないと思います。

橋本委員

不確かで申し訳ないのだけれども、例えば、 大人割引のとき、JーWESTカードとか、 そういうのでやるのだと思うのです。だから 別にそのカードを対象にしなければいいだけ ではないかなという気がするのだけれども。 普通のクレジットカードで買ったら別に定ないの?大人割引みたいなのは、多分らないの「サケら、何やら、俺も分からないのですが、JーWESTカードを使用しているから割引なのだという形であると思うので。

谷口委員

今の橋本委員が言うのは、あくまでもその専用カードにした場合の話だよね。別にどのカードを使ってもいいのであれば、そういう議論にはならないということだよね。

橋本委員 それ以外のカードにしておけばいいのかなと。

庶務課長

今ほどおっしゃられた「おとなび」ですが、 私も使ったことがあるのですが、私はJ-W ESTの会員になっていません。つまり、J -WESTではなくても「おとなび」は利用 できます。

大島委員 前回も言いましたけれども、ETCで専用の

インターチェンジで降りないといけない場合、 現金だと降りられないとか、そのETCのカードだったら割引があるのにできないとかという、結局、税金を使いながら定価でというか、損をしているということを考えると、カードの利用で安くということで、本来は積極的に使うべきだという主張もされているようですが、そういうことも考えて、導入は前向きに検討したほうがいいのではないかなと思うのですが。

### 庶務課長

指針の36ページに、旅費について記載がございます。まず、この表の一番最初ですが、「最も経済的な経路及び方法」により算定すると書いてございます。当然、年齢が50歳に到達していれば、それを使うというのが最も経済的な方法であるということですので、この考えにのっとでございます。

座長

ほかには何かありませんか。

昨今、政府もものすごく力を入れて電子決済、 クレジット決済、ネット決済も大分普及をし てきました。通常、現金で支払うよりも、ク レジットカード払いのほうがそもそも安いケ ースがあるわけです。そうなってくると、やはり政務活動費も税金を入れているということであれば、わざわざ高い現金で支払うことが市民にとってプラスなのかマイナスなのかと考えますと、私個人としては、プラスにはなり得ないだろうと思います。

一方で、今、議論に出ていないのですが、ポイントがつく場合がどうなのかという話があります。ポイントについては、先ほど事務局からあったように、仮にポイントがついたとしても、何ら市が損害を受けたわけではないので、法的には問題がありませんよという判例が出ているということであります。

ただ、前回もこのポイントをめぐって合意形成が図られなかったところがありまして、この点についても、次までに、課題を整理する上でも、皆さんからポイントに対してどうあるべきかというところを御意見伺いたいなと思うのですが、何か御意見ある方いらっしゃいますか。

谷口委員 そもそも法律で問題ないと言っているのであれば、いいのではないかなと思います。

座長 ほかには。

村石委員

私も、結局ポイントがついても使わなければいいわけで、それについてはそのとおりだと思いますし、もうちょっと付け加えると、賛否のほうで立憲だけが×になっているということで、そこら辺のことをちょっと発言させていただきます。

結論的にはOでもいいという具合に思っています。今、座長がまとめられたのと同じよるなな意見で、結局、クレジットカードにするとがなるわけです。私たまでの立替えがなくに行くいますということがあるとで、カードを使うことなってメリットがあるとで、カーにとや、つにしたいようによるといます。

あと、先ほど谷口さんが言われたようなことも理屈は合っていると思います。要するに、月の15日に締め切って、翌月の10日に支払い日ですよという明細が来ます。明細が来て11月10日に引き落とされるわけですけれども、これ自身がもうお金が動く根拠になるので、そういうことも1つあるのかなと。ただし、一番丁寧に言うと、これに基づいるというに通帳からしっかりと落とされているというこ

とももちろん大事かもしれませんけれども、 これはもう支払いが拘束されているというこ とで、これに基づいて政務活動費を使用する こともありかなという気はします。ただ、実 際は動いていませんね。

### 大島委員

事務局のほうでもう一度確認してもらいたいのですが、北陸VISAカードでは、法人の一下は会派名義では作成できないといいとですが、カード会社の中で、法人登記しているからですが、カードを作った場合に、先ほであった場合に、本当にを作った場合に、本当に会派の通帳から一本で落とせるのかどうか、の辺をちょっと確認していただければと思す。

### 庶務課長

この北陸VISAカードだけではなくて、直接聞いたわけではないのですが、インターネットの中でいろいろ調べていましたら、やはり法人の登記簿がないとできないということは書いてございました。その上で、どこかほかにもしかしたらあるのかもしれないですが、そこまでは探し切れていないので、基本的な考え方とすれば、やはりできないものなのだと思います。

大島委員

富山市議会の会派ということで、普通の、全 く任意の団体とは違うという形で認めるとい うことも、今の時代ならありかなと思うので すが、建前は原則そうでしょうけれども、本 当にできないかどうかだけ、もう一度念押し をしていただいたほうがいいのかなと思いま す。

庶務課長

分かりました。

それともう1点、お尋ねの件ですが、個人のカードに会派の口座がひもづけできないかということですが、これも基本的にはやはり使用者の名義と個人の通帳は同じものだというふうに考えています。いろいろ見ていましたらそのように書いてございました。

ただ、そこはやはり審査の問題の話になるので、絶対駄目かどうかというのは、私が今ここで絶対とは言えないと思いますが、それも併せて調べたいと思います。

大島委員 お願いします。

吉田委員

幾つかあるのですが、ポイントについては、 僕は、先ほどから意見があるように、何も問 題ないのではないかなと思います。 あと、この金沢市議会のように、年度をまた ぐ支出については、未払い金として計上して、 5月31日までに云々と、これは、政務活動 費だけではなく通常の予算で、年度内に執行 したとか、工事完了したとか、支払いが4月 末とかというのは、支払いが4月末であった としても、完了した年度の決算として処理されるのですよね。

### 庶務課長

指針の48ページに、支払い日の特例のことが書いてございます。(6)領収書等の帰属年度というふうにあるのですが、この(6)の中の6行目、やむを得ず年度内の活動の支払いが翌年度にまたがる場合に、いずれの年度の政務活動費で支出するかを判断する際は、当該活動に関する契約の履行がなされた日を基準とし、以下の①から④のとおり判断するとしています。

①の例を見ていただければいいわけですけれども、その契約の履行日がAという年度にあって、支払い日がBという翌年度になったときには、Aの年度として処理しますよという考え方になっています。

# 吉田委員 でも、年度をまたぐ云々というのは、クリア できるのではないかなと。

庶務課長ですから、基本的には4月末までに。

吉田委員 基本はね。

庶務課長 はい。収支報告書が提出されるまでに、きちっと政務活動費が支払われて、処理が終われば問題はないかと思いますが。

吉田委員 そうすると、この金沢市議会が5月というの は特例なのか。

庶務課長 これはかなり特例のやり方だと思います。このカード払いをつくるために、金沢市が考えられたのだと思います。

吉田委員 そこは認めたということだね。

座長 ほかには。

高田委員 今の話で、あくまでも会計年度が4月-3月であって、4月30日までに収支を出さなければいけないとなると、5月にまたがるところまでをどうするかというのは、私はすごく微妙な話だと思っていて、仮に、改選があるときもあるではないですか。もし落選したとしたらそのときはもう議員ではないわけです

よね。なので、そこはもうちょっと慎重に考 えさせてもらう時間がほしいなというのが 1 つ。

あと、先ほどポイントの話が出ていたのです けれども、確かに違法ではないのですが、富 山市議会は特別注目されていて、倫理的にど うなのだという話が必ず出てくるような気が しています。最後のほうに政務活動費の専用 のカードを議員個人が作ってというのがある ではないですか。この方法でやって、そこに ポイントがたまったとしても、今度の何かの 政務活動費の支払いにそのポイントを充当で きるような形、それ専用みたいなものができ れば、それはそれでまた1つ案としていいの ではないかなと思います。そのポイントを使 うことが政務活動費を使うのに法的に大丈夫 であればということなのですけれども、政務 活動費で得たポイントを政務活動費にまた還 元するというか、使うわけですから、何かそ ういう案があってもいいのかなというのは 1 つあります。

あともう1つ、谷口委員が言われたように、 クレジットカードを切った時点で、確かに支 払いは確定します。これは自分の例なのです けれども、間違えて同じものを2つ注文した ことがあって、引き落としされるのですが、 後からまたその口座に返金されるのです。間違えましたというものを返せるのです。なので、そういう例があると思うと、私は、ちょっとそこは不安かなという思いがあります。なので、ちょっとまた考えさせてもらう時間的余裕が、会派に帰って皆さんの意見も聞きたいなというのが本音です。

座長

今、髙田委員からも課題が提出されまして、 ここで今、合意形成を図ろうというわけでは ありませんが、ポイントに関しては概ね皆さ ん賛同の中で、髙田委員からもその使途につ いてどうすべきかと。一様に、多分皆さんの 今の前提では、政務活動で使うカードを持つ という案がある一方で、ほかのところは、も しかしたら県議会なんかはそのまま私的に使 っているものの明細を、先ほどの通帳と同じ ように該当箇所以外を黒塗りにした上で出し ているケースもあるのだろうと思います。そ うすると、使った額とかランクであったり、 いろんなものでポイントの付与率が変わった りとか、そういうところまで入ってくるとか なり個人のプライバシーに入ってくるところ も出てくるのではないかなと。そういうとこ ろも課題になるだろうと思います。

言われるように、富山市議会が今、注目を浴

びているというのも事実だと思いますので、 そういった課題を、事務局と今日の議論を踏まえて少し整理をさせていただいて、合意形成が図れるところがどこなのかということを、次回、皆さんとお諮りできるように準備をして、また新たに今日出た意見の中で皆さんに〇・×をつけていただいて議論を深めたいというふうに思います。

## 谷口委員

富山市議会はいろいろ注目されているというところは、この原因をつくった原因者が自分であるから、それは申し訳ないなと思いますが、それをいつまでも言っていても駄目なので、言われたときにちゃんと説明できるようになればそれでいいと思います。いつまでもそれを引きずる必要はないと思います。

### 座長

皆さんもそういう思いで、大切なことは、今 言われるように、しっかりと説明ができること、外形的にそういったことを疑いが明がでいた。 れたとしても、しっかりと説明、疎明ができるとが大前提でありまして、 るとが大前提でありと幅を広で、 皆さんの政務活動がよりやりなするいという に、残りの座長の任期も努めてまいりと 思いますので、どうか皆さん、よろしくお願 いいたします。

そうしましたら、橋本委員からございました 提案と今回のクレジットカードの案は、事務 局と座長、副座長に、内容については一任を させていただいて、改めて皆さんに照会を諮 りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、本日はこれをもって政務活動費の あり方検討会を閉会いたします。

# 令和3年12月17日 政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 久 保 大 憲

署名委員 松 井 邦 人

署名委員 谷 口 寿 一